

(目的)

第1条 この要綱は、檜原町自動車送迎場（以下「送迎場」という。）の維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 送迎場の位置は、次のとおりとする。

八王子市檜原町503番地

(利用対象車両)

第3条 送迎場を利用することができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動車のうち、次に掲げる車両（以下「自動車」という。）とする。

- (1) 普通自動車（車長5メートル、車幅2メートル以下のものに限る。）
- (2) 大型自動二輪車（側車付きのものを含む。）
- (3) 普通自動二輪車（排気量が125ccを超えるものに限る。側車付きのものを含む。）

(利用対象者)

第4条 送迎場を利用することができる者は、主として通勤又は通学のためにバスを利用する者を、前条に規定する自動車で送迎する者とする。

(休業日)

第5条 送迎場には休業日を設けない。ただし、市長は送迎場の整備その他必要があると認めるときは、送迎場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(利用時間)

第6条 送迎場に入退場できる時間帯は、午前4時から翌日午前1時までとする。

(利用料)

第7条 送迎場の利用料は無料とする。ただし、市長が別に定めたときはこの限りではない。

(禁止行為)

第8条 送迎場の利用者は、送迎場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は著しく悪臭を発する物品を積載している自動車を利用すること。
- (2) 送迎場の設備又は他の自動車を汚損し、又はき損すること。
- (3) 他の自動車の送迎を妨げること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、送迎場の管理に支障を及ぼすこと。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失により送迎場の設備を汚損し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(事故等の免責)

第10条 天災、盗難その他第三者に起因して生じた利用者の損害については、市は賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。